

入札監視小委員会の審議結果報告

若年技能者人材育成支援のための地域における技能振興等に係る

周知・広報業務

厚生労働省の若年技能者人材育成支援のための地域における技能振興に係る周知・広報業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及びこれまでの経緯

(1) 事業の概要

本事業は、別途調達となる「令和2年度 若年技能者人材育成支援等事業」の受託者（中央技能振興センター業務の受託者（1者）及び地域技能振興コーナー業務の受託者（47者））が実施する、地域における技能振興等に係る各種取組（技能士展、技能競技大会展及びものづくり体験イベント）への来場を促進するための周知・広報活動及び継続してものづくり・技能に対する関心を高めるために下記の支援を行うものである。

- ・ プロモーション計画の策定
- ・ プロモーションの実施
- ・ プロモーションの効果測定
- ・ 受託契約期間は、令和2年4月～令和3年3月（1年間）

(2) 選定の経緯

平成30年度の事業選定において、1者応募が継続し競争性に課題が認められる事業として、厚生労働省が「若年技能者人材育成支援等事業」から周知・広報業務を分割し、自主的に選定を行った。（公共サービス改革基本方針（令和元年7月閣議決定）別表で新規事業として掲載され、今回が市場化テスト1回目である。）

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

若年技能者人材育成支援等事業のうち、地域における技術振興（技能士展、技能競技大会及びものづくり体験イベント）に係る周知・広報業務を分割した。

分割した広報業務の実施要項について、以下の点を工夫し新規参入を促進。

○業務内容を具体的に明記（資料1-2：P5～6，P23～28）

○事業を分割したことによる担当区分及び関係者との役割分担の明確化（資料1-2：P37）

- 公共サービスの質を確保するための適正なサービスの質を設定
(資料1-2 : P 6~7, P27)
- 総合評価方式により提案内容の評価を明確化して、技術点の評価に反映
(資料1-2 : P11~12、54~58)
- 民間事業者が業務内容及び業務量等を把握できるような詳細な情報を開示
(資料1-2 : P13、45、59~68)

3. 実施要項(案)の審議結果について

【論点】

「確保されるべきサービスの質」について、イベント参加者に対するアンケートでイベントの認知経路(イベントをどこで知ったか)からの認知を5割以上と質の設定にしているが、イベントへの来場者数(前年度以上など)を質の設定にしてはどうか。

【対応】

「確保されるべきサービスの質」について、紙媒体やインターネット等を通してプロモーションを行い、ターゲットに各種イベントを認知させることにあることから、この施策の質を担保する指標として妥当であると考えている。

また、来場者数が、イベント会場の立地、キャパシティ及び他のイベントと併催となっているか否か等によって決まる割合が大きく、

- ①各種イベントへの来場促進に向けた周知・広報業務
- ②イベント実施時におけるゲスト、ノベルティの企画・活用
- ③イベント終了後にターゲットがものづくりに対して関心を高めることができるようなコンテンツの企画

この3の施策を行う本業務の実施状況のみで決まるものではないことから、原案の通りとします。

4. パブリック・コメントの対応について

令和元年10月17日から10月30日までパブリック・コメントを実施した結果、10者から計40件の意見が寄せられたが、誤記・脱字のほか、明確化が必要と判断された8項目に対し実施要項等を修正・変更した。

以上